

観光・レクリエーション特別用途地区の内容

特別用途地区とは・・・

用途地域内の一定の地区において、地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別な目的を実現するため、用途地域の指定を補完して定める地区です。

1. 観光・レクリエーション特別用途地区の目的

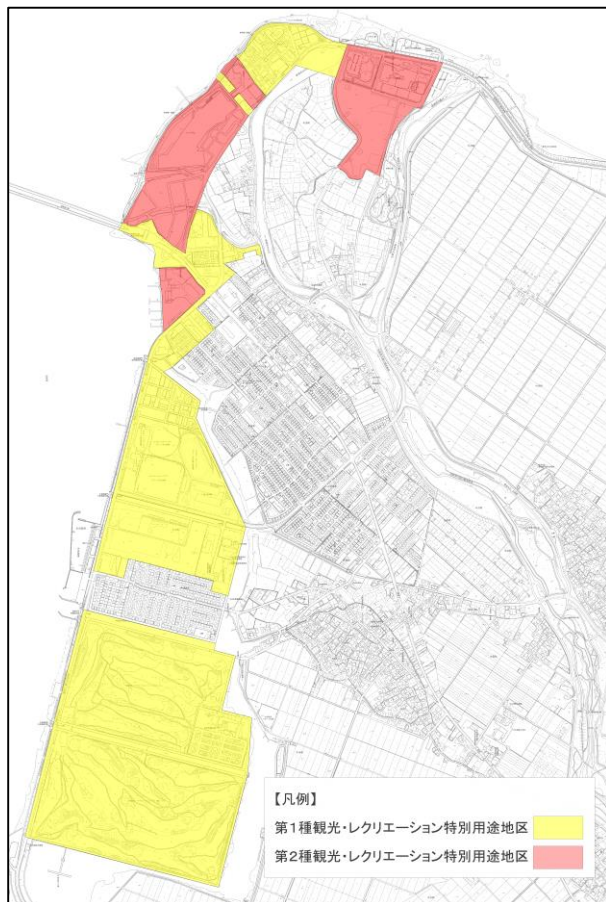
北部市街地商業地域の土地利用の観点から、当該地域の利便の増進および環境の保全に支障を及ぼす恐れのある建築物について、特別用途地区建築条例の制定により、制限を行おうとするものです。

2. 種類〔右図参照〕

- 第1種観光・レクリエーション特別用途地区
- 第2種観光・レクリエーション特別用途地区

3. 建築物の制限について

それぞれの特別用途地区内における建築物の制限は以下のとおりです。



特別用途地区	建築してはならない建築物
第1種観光・レクリエーション特別用途地区	<ul style="list-style-type: none">・神社、寺院、教会その他これらに類するもの・マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの・守山市特定旅館建築規制条例(平成9年条例第32号)第2条第1項第2号に定める特定旅館・キャバレー、料理店その他これらに類するもの・個室付浴場業に係る公衆浴場または政令第130条の9の5に定める建築物・その他第1種観光・レクリエーション特別用途地区の利便の増進および環境の保全に支障を及ぼすおそれのあるもので、規則で定めるもの
第2種観光・レクリエーション特別用途地区	<ul style="list-style-type: none">・住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)、共同住宅、寄宿舍または下宿・神社、寺院、教会その他これらに類するもの・マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの・守山市特定旅館建築規制条例第2条第1項第2号に定める特定旅館・キャバレー、料理店その他これらに類するもの・個室付浴場業に係る公衆浴場または政令第130条の9の5に定める建築物・その他第2種観光・レクリエーション特別用途地区の利便の増進および環境の保全に支障を及ぼすおそれのあるもので、規則で定めるもの